

## 静岡県大学・職場・一般アンサンブルフェスティバル 実施規定

( 総則 )

第 1 条 本大会 ( 静岡県大学・職場・一般アンサンブルフェスティバル ) には、当連盟の正会員およびアンサンブル会員団体について参加の資格を有する。

( 開催の決定 )

第 2 条 本大会の実施に当たっては理事会の議決を要する。

( 参加規定 )

第 3 条 参加人員ほか参加規定は次の通りとする。

1. 参加人員については 2 名以上 20 名程度とする。( 最大人数は開催するホールの舞台面積により決める )
2. 編成については自由とする。
3. 演奏時間は 5 分程度とする。( 出演団体数により上限を決める )

( その他 )

第 4 条 その他必要事項については別途細則にてこれを定める。